

江差町新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

行動計画策定の目的

新型インフルエンザ等は、町民が免疫を獲得していないことから、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。国はこれらが発生した場合には、国家の危機管理として対応をする必要があるとしています。

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と相まって、国全体として万全の態勢を整備し対策の強化を図ることとしており、平成25年6月に政府行動計画が策定され、同年10月に北海道行動計画が策定されました。江差町においても、これらの計画等との整合性を図りながら江差町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

町行動計画の構成

- I. はじめに
- 1 行動計画策定の背景
 - 2 取組みの経緯
 - 3 江差町行動計画の内容・位置付け
 - 4 対象とする感染症
 - 5 計画の見直し

II. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

- 1 新型インフルエンザ等の特徴
- 2 対策の目的と基本的戦略
- 3 発生段階の考え方
- 4 対策の基本的考え方
- 5 対策実施上の留意点
- 6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 7 対策推進のための役割分担
- 8 行動計画の主要6分野

【主要6分野】

- 1 実施体制 2 情報収集 3 情報提供・共有 4 予防・まん延防止
- 5 医療等 6 町民生活・地域経済の安定の確保

III. 各段階における対策

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 国内発生早期
- 4 国内感染期
- 5 小康期

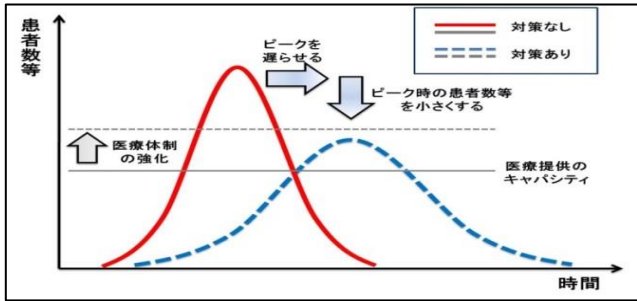
発生段階ごとに、
具体的な対策を
主要6分野で記述

【対象とする感染症】 P 3

新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ)
新感染症	感染症法第6条第9項に規定するもの。 感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの。

【対策の目的】 P 4

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。



【対策の留意点】 P 8

基本的人権の尊重	町民の権利と自由に制限を与える場合は、必要最小限になるようにします。
危機管理としての特措法の性格	緊急事態措置をどのような場合にでも講じるものではないということに留意します。
関係機関相互の連携協力の確保	政府対策本部、道対策本部と緊密な連携を図ります。
記録の作成・保存	町対策本部における対応について、記録の作成・保存・公表を行います。

【町の被害想定】 P 9

医療機関受診者数	920人～1800人
入院患者数	中等度：40人 重度：150人
死亡者数	中等度：10人 重度：50人

※ 推計は、抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の効果、現在の医療体制等を考慮していません。

【役割分担】 P 10

国	国全体の万全の体制整備／ワクチン、その他の医薬品の調査・研究／国際連携の確保と国際協力の推進基本的対処方針の決定と対策の強力な推進
北海道	特措法・感染症法に基づく中心的な実施主体／地域医療体制の確保／まん延防止に関する的確な判断（外出自粛、施設の使用制限等の要請の実施）
江差町	町民に対する情報提供／北海道・近隣町との連携／特定接種の実施／住民接種の実施／町民の生活支援／要援護者支援
医療機関	院内感染対策／医療資器材の確保／診療継続計画の策定／医療連携体制の整備／医療の提供
指定(地方)公共機関	特措法に基づく新型インフルエンザ等対策
登録事業者	職場における感染予防策の実施／発生時の重要業務の事業継続
一般の事業者	職場における感染予防策の実施／発生時のまん延防止のための事業一部縮小
町民	新型インフルエンザ等の情報を得る／発生時の行動や対策に関する知識を得る／個人レベルでの感染予防対策の実施(マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等)／食料品・生活必需品等の備蓄